

労働者派遣法に基づく情報公開

京成ビルサービス株式会社

2021年4月1日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象: 2020年度<2020年3月~2021年2月>)

■派遣労働者の数	8名	2020/3/1現在
■労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	13件	当該年度事業所数
■労働者派遣に関する料金の額の平均額	15,312円	1日(8時間当たり)
■派遣労働者の賃金の額の平均額	10,872円	1日(8時間当たり)
■マージン率*	28.99%	

* (労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合)

●マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆様の賃金となります。
(派遣会社にもよりますが70%前後)

以下

- ・健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料負担分の費用
- ・会社運営費

募集広告費、研修・教育費用、営業担当者等の人件費、オフィス賃借料など

- ・派遣スタッフの皆様が取得される有給休暇についての雇用主負担分の費用

これらすべてを差し引いた残りの約1%~2%程度が会社の営業利益となります。

■教育訓練に関する事項

主にe-ラーニングを利用しての新規採用者訓練、
OA機器操作訓練、ビジネススキル研修、接客・接遇研修など。

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	: 2022年3月31日